

徳島市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、本市の総合戦略の策定にあたり、広く意見を聴取するため、徳島市まち・ひと・しごと創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 懇話会の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事
- (2) その他必要な事項に関する事

(組織及び任期)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市長並びに識見を有する者及び公募市民等の中から市長が委嘱する者とする。
- 3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 懇話会に、会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、懇話会を代表し、その会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会に関する庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。